

総合評価落札方式に係る技術審査基準

施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件の留意事項について

本基準は、総合評価落札方式における価格以外の評価項目の評価基準について解説するもので、下記の案件に適用します。前年度の舗装工事と評価基準、評価点等が変更になっていますので、注意してください。

案件 管第39号 松ヶ洞住宅S53、54棟 外壁等改修工事

1. 施工能力

(1) 安全対策

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
安全対策	客観的指標による安全対策の実施可能性	・労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ、直近1か年度以内に岐阜県・関市からの工事故による入札参加資格停止措置なし ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣又は岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	2.0
		・労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ、直近1か年度以内に岐阜県・関市からの工事故による入札参加資格停止措置なし ・労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ、直近1か年度以内に岐阜県・関市からの工事故による入札参加資格停止措置あり	0
		・労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ、直近1か年度以内に岐阜県・関市からの工事故による入札参加資格停止措置あり	▲2.0

<留意事項>

○労働安全衛生分野表彰制度が実施されて以降、入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」）までとします。

○「労働安全衛生分野表彰」とは、次の3つの表彰・記録証が該当します。

①安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰又は岐阜労働局長表彰

②厚生労働省労働基準局長名の建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る）

③厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証

○共同企業体の構成員としての表彰歴も評価します。

○「直近1か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って1か年度以内を指します。また、入札参加資格停止措置における停止期間の初日が、直近1か年度以内にあるかどうかで判断します。

（例：入札公告日が令和7年度の場合、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）までとします。）

○「工事事故による入札参加資格停止措置あり」とは、工事事故の発生により、岐阜県・関市から「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」別表第1第5号から第8号に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合に該当します。（「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」又は「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」に基づく入札参加資格停止を受けた場合に限ります。）

○安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰又は岐阜労働局長表彰については、被表彰者が、入札参加者の現役の社員である場合に該当します。

<確認書類>

○労働安全衛生分野表彰歴を証明できる書類（表彰状の写し等）

○厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証の写し

○安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰については、被表彰者と、入札参加者の関係が分かる資料

（2）環境配慮

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
環境配慮	ISO 認定取得の状況	ISO9000S 及び 14001 取得済	2.0
		ISO9000S 又は 14001 取得済	1.0
		取得なし	0

<留意事項>

○基準日は入札参加申請期限日とします。

<確認書類>

○ISO 認証書の写し

2. 企業能力

(1) 工事成績評定点

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評 定点	直近 5 か年度以内に完成引渡し の済んだ工事の工事成績評定点 の平均点	79 点以上	3.0
		77 点以上 79 点未満	1.5
		77 点未満又は実績なし	0

<留意事項>

○「直近 5 か年度以内」とは、入札告示日の属する年度を除き、遡って 5 か年度以内を指します。

(例：入札告示日が令和 7 年度の場合、令和 2 年度から令和 6 年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）までとします。)

○対象となる工事の定義は、関市発注の工事で、工種は、**建築一式工事**とします。

○「直近 5 か年度以内」に、完成引き渡しの済んだ関市発注工事の実績がない場合は、「実績なし」として評価します。また、工事成績評定結果通知書の無い少額な関市発注工事のみの実績も、同様に「実績なし」と評価します。

○「工事成績評定点の平均点」は、少数第 1 位を切り捨てとします。

<確認書類>

○工事成績対象一覧（契約検査課で確認）

(2) 同種（類似）工事施工実績

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種（類似） 工事施工実 績	平成 22 年度以降申請期限日ま でに完成引き渡しの済んだ工事 の施工実績の有無※工事成績 6 5 点未満のものは実績として認 めない。	同種工事の実績あり	2.0
		類似工事の実績あり	1.0
		上記実績なし	0

<留意事項>

○「国、岐阜県及び関市発注工事のみ対象」のため、公団、公社等が発注した工事は対象となりません。

○「同種（類似）工事」の定義は、申請様式第 2-1 号に記載してありますので、確認してください。

○共同企業体の構成員としての実績は、申請様式第 2-1 号に特に記載がない限り、全て評価します。

(例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が〇〇%以上のものに限る)

(例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率相当分で〇千円以上のものに限る)

- 「同種（類似）工事」の施工実績は、その工事の工事成績評定点が 65 点未満の場合は、「同種（類似）工事」の施工実績として認めません。
- 「同種（類似）工事」の施工実績のうち、工事成績評定点が不明なものは、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類があれば、工事成績評定点を 65 点以上あるものとみなします。

<確認書類>

- 同種（類似）工事の実績は、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等）
- 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し
- 同種（類似）工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し

3. 配置予定技術者の能力

- 配置予定技術者として最大 3 名の候補技術者を記載することもできますが、配置予定技術者の評価は、実績・資格等の評価が最も低いと判断される者の評価値を、その入札参加者の「配置予定技術者の能力」の評価値とします。

（1）同種（類似）工事施工実績

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種（類似） 工事施工実績	平成 22 年度以降に完成引き渡しの済んだ建築一式工事の施工実績の有無（国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第 18 条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象） （主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績） ※工事成績評定点が 65 点未満のものは実績として認めない。	同種工事の実績あり	2.0
		類似工事の実績あり	1.0
		上記の実績なし	0

<留意事項>

- 配置予定技術者が「主任技術者」、「監理技術者」、「特例監理技術者」、「監理技術者補佐」又は「現場代理人」として従事した実績のみを対象とします。ただし、低

入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された「主任技術者」、「監理技術者」、「特例監理技術者」又は「監理技術者補佐」とは別に追加を義務付けられた技術者として従事した実績は対象となりません。

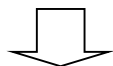
- 主任技術者、監理技術者として従事した実績には、建設業法第26条第3項第1号の適用を受けた専任特例1号、2号の適用を受けた専任特例2号（令和2年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び同法第26条の5の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含みます。
- 国、岐阜県及び関市発注工事以外にも、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定がある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものは65点以上のものに限る）についても、「同種（類似）工事」の対象とします。
（例：独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、日本下水道事業団）
- 「同種（類似）工事」の定義は、申請様式第2-2号に記載してありますので、確認してください。
- 共同企業体の構成員としての実績は、申請様式第2-2号に特に記載がない限り、全て評価します。
- 工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者の実績は、担当した期間を工期（一時中止期間を除く）で除した割合に最終契約金額（最終施工量）を乗じて算出した値とします。

例：最終契約金額：1億円

工 期：200日間

技術者A：120日間相当

技術者B：80日間相当



技術者Aの実績＝1億円×120日間／200日間＝6千万円

技術者Bの実績＝1億円×80日間／200日間＝4千万円

ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作と現場施工で技術者が途中で交代することが止むを得ないような場合は、上記の取り扱いが当てはまらないこともありますので、発注機関に確認してください。

また、複数年債務負担によるトンネル工事においては、契約期間に対し早期に主要な工種を完成させた場合等、契約期間と出来高率に著しく乖離があることから、最終

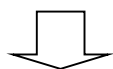
請負金額に対して出来高率を乗じて算出した値としますので、発注機関に確認してください。

例：最終契約金額：3億円、トンネル工事の場合（3か年債務工事の場合）

工 期：900日間

技術者A：600日間、出来高90%

技術者B：300日間、出来高10%



技術者Aの実績＝3億円×90%＝2.7億円

技術者Bの実績＝3億円×10%＝0.3億円

※ 出来高率が把握できる資料（工事履行報告書、実施工程表等）を提出してください。

- 「同種（類似）工事」の施工実績は、その工事の工事成績評定点が65点未満の場合は、「同種（類似）工事」の施工実績として認めません。
- 「同種（類似）工事」の施工実績のうち、工事成績評定点が不明なものは、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類があれば、工事評価点を65点以上あるものと見なします。
- 申請様式2-2に記載する「同種（類似）工事」に建設業法に定める建設業許可業種を定義している場合、当該許可業種と工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が異なる場合は原則工事実績として認めません。

＜確認書類＞

- 同種（類似）工事の実績は、工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当実績を証明する書類（契約書等）
- 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し
- 同種（類似）工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し

（2）保有資格

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
保有資格	主任（監理）技術者又は特例監理技術者の保有する資格	1級建築士又は1級建築施工管理技士かつ外装劣化診断士	3.0
		2級建築士又は2級建築施工管理技士かつ外装劣化診断士	2.0
		外装劣化診断士	1.0
		上記以外	0

<留意事項>

○基準日は、申請期限日とします。

<確認書類>

○国家資格については、資格認定証明書（資格者証）、合格証明書の写し、建設業法第27条に基づく資格（建築施工管理技士）については、合格通知書の写しでも可とします。

（3）若手・女性技術者の活用

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
若手・女性技術者の活用	主任(監理)技術者、特例監理技術者又は現場代理人の年齢等	満30未満若しくは女性	1.0
		上記実績なし	0

<留意事項>

○基準日は、入札参加申請期限日とします。

○建設業法第27条に基づく資格（建築施工管理技士）、1級建築士、2級建築士とします。

<確認書類>

○国家資格については、資格認定証明書（資格者証）、合格証明書の写し、建設業法第27条に基づく資格（建築施工管理技士）については、合格通知書の写しでも可とします。

○現場代理人については、実務経験証明書（生年月日記載）

4. 地域要件

（1）災害協定参加等

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
災害協定参加	災害協定への参加の有無	関市との災害協定に実績あり	1.0
		関市との災害協定に実績なし	0

<留意事項>

○災害協定への参加の基準日は、申請期限日とします。

○関市と協定を締結し、協定内容が社会基盤の応急復旧に密接に関係しているもの。

<確認書類>

○協定については、関市と締結された「災害に関する協定」への参加が確認できる書類「災害に関する協定」へ参加している各協会等からの証明書の写し（直近の経営事項審査時に提出したものに限り）でも可とします。

(2) ボランティア活動

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
ボランティア活動	直近1か年度以内の活動の有無	関市内での実績あり	1.0
		関市内での実績なし	0

<留意事項>

○「直近1か年度以内」とは、告示日の属する年度を除き、遡って1か年度以内を指します。（例：告示日が令和7年度の場合、（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）とします。）

○「活動」とは、1回以上の活動とします。

○「ボランティア活動」とは、企業として、次のような活動を行った場合に対象となります。

①社会資本（道路、河川、公園等）に対する関市との協定により行った活動

（例：関市公共施設アダプトプログラムに基づく活動）

②関市又は任意団体等が主催する社会資本（道路、河川、公園等）に対する除草、清掃、植栽等に関するボランティア活動（例：フラワーロード事業、河川清掃）

○次のような活動は、「ボランティア活動」として認めません。

A有償の活動

B災害協定参加等において加点される活動

C関市外で行った活動

D個人として参加した活動

E自らの会社が主体となって立ち上げた協議会等が主催するボランティア活動

<確認書類>

○次の書類により確認します。

①については、活動実績の写し

②については、主催団体の活動実績証明書、表彰状又は感謝状等の写し（活動実績証明書等の宛名が入札参加者以外の団体名となっている場合は、入札参加者が当該活動に参加したことを、活動実績証明書等を受けた団体が発行した証明書）

(3) 関市消防団協力事務所登録、関市消防団員の所属状況

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
関市消防団員の所属等	関市に登録された消防団協力事業所又は関市消防団員の所属	関市消防団協力事業所である又は従業員が関市消防団員として所属している	1.0
		関市消防団協力事業所でない、従業員が関市消防団員として所属していない	0

<留意事項>

○基準日は、申請期限日とします。

<確認書類>

○関市長が発行する関市消防団協力事業所証明書の写し、又は関市消防団在団証明書等の写し

(4) 市内企業の活用率

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
市内企業の活用率	当該工事の市内企業の活用金額率(元請け及び1次下請)	市内企業活用金額率90%以上	1.0
		市内企業活用金額率50%以上90%未満	0.5
		市内企業活用金額率50%未満	0

<留意事項>

○「市内企業」とは、関市内に本社・本店を有する企業とします。

○市内企業活用金額率は、下記の式により算出します。

$$\text{市内企業活用金額率} = \frac{\text{市内元請金額（最終）} + \text{市内企業1次下請金額（最終）}}{\text{最終契約金額}}$$

ここで、市内元請金額(最終)は次のとおりとします。

(最終契約金額 - 1次下請金額(最終))

・1次下請金額(最終)は、施工体系図に記載された金額(最終)

○受注者が入札時に「市内企業活用金額率90%以上」又は「市内企業活用金額率50%以上90%未満」と申告している場合、完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札時に付与した加算点(技術評価点)の再計算を行い、工事成績評定点を減点します。

(5) 応急危険度判定士の所属

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
応急危険度判定士の所属	岐阜県に登録された応急危険度判定士の所属の有無	岐阜県に登録された応急危険度判定士が所属している	1.0
		岐阜県に登録された応急危険度判定士が所属していない	0

<留意事項>

○基準日は、申請期限日とします。

<確認書類>

○岐阜県知事が発行する応急危険度判定士登録証の写し